

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 60 年 8 月まで

ねんきん特別便が来て、未納期間があることが分かった。会社を退職後、国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していた。役場窓口で手書き複写の領収書を受け取った記憶がある。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月 20 日に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間のうち、59 年 8 月から 60 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を過年度納付することが可能であるところ、申立人は、「A 町役場で国民年金保険料を納付し、手書き複写の領収書を受け取った。」と述べており、同町役場では、「手書きの納付書は過年度保険料の納付専用として、また、現年度の保険料は通常の納付書を発行していた。収納も受け付けていた。」旨回答していることから、申立人の主張は申立期間当時の過年度保険料の納付方法と符合している上、申立期間以降の国民年金保険料の納付状況において過年度納付した形跡がうかがえないことを踏まえると、申立人が、当該期間に係る国民年金保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

また、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 8 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であるところ、A 町役場では、「年度途中の国民年金加入者に対しても現年度保険料の納付書を当該年度分についてまとめて送付していた。」と回答しており、申立期間以降の保険料を現年度納付し、

前述のとおり、当該期間の前の期間を過年度納付したと認められる申立人が、送付された納付書を利用して当該期間の保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立期間の一部に保険料納付を示す「納」の印が修正されているのが確認できることから、申立人の記録管理が適正になされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

長男（昭和 37 年*月生）が生まれる前に A 区役所に母子手帳をもらいに行った時、年金制度が始まることを聞いたので保険料を納付し始めた。B にいる頃は近隣に住んでいた兄に国民年金保険料を渡して納付してもらっていた。私が市役所に納めに行ったこともある。免除等の記憶は無く、月額 100 円から 200 円ほど納付していたはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 2 月 5 日に申立人の兄及び妹と連番で C 市（現在は、D 市）において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、オンライン記録によると、申立人の兄は、同年 4 月以降、加入期間の国民年金保険料は全て納付していることが確認できる上、申立人の妹については、同年 4 月から 38 年 3 月までの保険料が納付されていることが確認でき、申立人は「近隣に住んでいた兄に国民年金保険料の納付を依頼していた。職人氣質の兄は寡黙であったが、頼んだことはきっちりやってくれた。」と述べていること、及び 39 年 4 月から免除と記録されていることを踏まえると、申立人の兄が、一緒に加入手続を行った申立人について、申立人の兄及び妹と一緒に 37 年 4 月から納付を開始し、免除期間の直前である 39 年 3 月までの申立人の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間は、国民年金被保険者台帳において免除と記録されているところ、当該記録に不自然

さうかがえず、申立人の国民年金記録上の住所がC市のまま管理されていることが同記録から確認できることを踏まえると、前述のとおり、37年4月から39年3月までの申立人の保険料を納付していたと考えられる同市に住んでいた申立人の兄が、申立人に代わり免除申請を行った可能性も否定できない。

また、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人の兄及び妹も未納となっており、41年4月から43年3月までの期間については、既に家庭を持っていた申立人の兄が申立人の国民年金保険料を納付し続けるとは考え難い上、兄は既に死亡しており、国民年金保険料の納付等について詳細が不明である。

さらに、A区及びD市は申立期間に係る被保険者名簿及び収滞納一覧表等を保有していないため、当時の国民年金の納付状況等が確認できない。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

昭和47年10月頃に国民年金への任意加入の説明を聞き、国民年金の加入手続をするるとともに、付加保険の加入手続もした。

申立期間①については、途中で納付方法を変更した覚えはなく、継続して付加保険料を納付したはずである。

申立期間②については、年金手帳に納付した記録があるものの、今になって納付期限が切れているということで資格が無いと言われても納得がいかない。

申立期間①及び②ともに付加保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「集金人に継続して定額保険料と合わせて付加保険料を納付した。」と述べているところ、国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳によると、申立人は国民年金に加入した昭和47年10月から申立期間①の直前である48年3月までの付加保険料を納付している上、当該期間と申立期間①は異なる記録となっておらず、申立期間①についても付加保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間②について、申立人が所持している年金手帳によると、申立期間②の付加保険料が昭和48年11月2日に納付されていることが確認できるところ、付加保険料を納付したのが納付期限経過後であるとして、年金事務所において、平成22年10月に還付決議がなされている。しかしながら、

当該還付決議がなされるまで、申立期間②の付加保険料が還付された事実は認められず、申立人が、申立期間②の付加保険料を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであることから、納付期限経過後に納付されたことを理由として申立期間②の付加保険料の納付を認めないのは信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 12 月まで

私が短大を卒業後、自営業を営んでいた両親が国民年金への加入手続きを行い、保険料納付も行っていると聞いていた。平成 2 年 10 月に結婚し種別変更届を行った際に、未納があると連絡があり、「おかしいな。」と思ったが、実家の両親から未納保険料相当額を出してもらい納付した。申立期間について両親は納付済みであるのに、私の保険料は未納とされているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 3 月 13 日に A 市役所で国民年金への加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号が同年 3 月 27 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、この時点で申立期間は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人は昭和 63 年 2 月及び同年 3 月分の保険料を加入手続き直後の平成元年 3 月 20 日に納付しているが、A 市役所によると「過年度の納付書を渡して、それより新しい期間の現年度分の納付書を渡さないというのは不自然である。年度末に加入手続きを行った人には手続き後すぐに納付書を発行していた。」としており、申立期間に係る納付書を受け取っていたものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金に加入した時期は、上述のとおり、年度末であったことから、前述の現年度納付書により仮に納付できなかったとしても、申立期間の前の期間を過年度納付している申立人の両親が、申立期間に係る過年度納付書の発行を受けた可能性も否定できない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまでの間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間の国民年金保険料を納付している上、申立人については、申立期間を除く期間について、国民年金保険料が全て納付されているとともに、平成元年6月からは国民年金保険料を期限内に両親と同一日付で現年度納付を行っていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の両親の納付意識の高さがうかがえる。

これらのことを踏まえると、前述のとおり、納付意識の高さがうかがえる申立人の両親が、申立期間の前の期間を過年度納付したにもかかわらず、申立期間の保険料のみ納付しないというのは不自然である。

一方、オンライン記録により昭和63年10月から同年12月の国民年金保険料については、平成3年3月末頃に一旦納付されたものの、社会保険事務所（当時）において、同年4月2日付けで時効期間納付を理由に還付決議がなされ、同年6月6日付けで送金通知がなされていることが確認できることから、当該期間が納付済期間でないことは明らかである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 8 月まで

私は、大学卒業時には、国民年金に加入していなかったが、その後、母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括して納付してくれた。調査をして記録の訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 4 月 30 日に払い出されたことが確認でき、この時点で申立期間②の保険料を納付することが可能である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金の加入手続をした後に、未納であった期間の保険料を一括して納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間②前の 12 か月分の保険料を昭和 62 年 6 月 29 日に過年度納付により一括して納付していることが確認でき、この時点において申立期間②の保険料を納付することは可能であることから、申立期間②の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足時から加入し、60 歳までの期間について未納は無いことから、納付意識が高かったことがうかがえる。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上述のとおり、昭和 62 年 4 月 30 日に払い出されており、申立人に対して別の国民年

金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したものと推認でき、この時点で申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料を納付したとする申立人の母親も加入手続の時期等について、記憶が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間①について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年7月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年5月1日から同年9月1日まで
② 平成19年9月1日から20年8月1日まで
③ 平成20年8月1日から22年9月1日まで
④ 平成19年12月10日
⑤ 平成20年8月13日
⑥ 平成20年12月29日

A社において、実際に支給されていた給与額と、年金事務所に記録されている標準報酬月額に一致しない期間があるため、調査をお願いしたい。また、平成19年5月から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、同年9月1日とされていることについても調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成19年5月1日から同年9月1日までの期間に係る年金記録の確認、同年9月1日から22年9月1日までの期間の標準報酬月額、19年12月10日、20年8月13日及び同年12月29日の標準給与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適

用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 19 年 5 月 1 日から 20 年 8 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 8 月 1 日から 22 年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間③のうち、平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までに支払われた報酬の総額をこの期間の月数で除して得た額は標準報酬月額 24 万円に相当することが確認できる。

したがって、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

3 申立期間①について、申立人から提出された給与明細の写し及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、給与明細において、申立期間に係る厚生年金保険料が、申立人の給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間②について、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額（申立期間④においては標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、平成 19 年 9 月から 20 年 7 月までの給与明細に記載された給与支給額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、同年 4 月を除いてオンライン記録の標準報酬月額と全て一致している。また、同年 4 月の給与明細に記載された給与支給額は、

オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、同月において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

5 申立期間③のうち、平成20年8月及び21年7月から22年8月までの期間については、給与明細によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年9月及び21年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

6 申立期間④について、申立人から提出された賞与明細により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額よりも低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間⑤及び⑥については、賞与明細により、その主張する賞与額が事業主により支払われていないことから、標準賞与額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月1日から54年7月1日まで

A社企業年金基金が標準報酬月額を調査したところ、申立期間に係るB社の標準報酬月額は、国の記録と相違していることが分かったとの連絡があったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のB社における標準報酬月額は、昭和53年11月から54年6月までの期間について、22万円と記録されている。

一方、A社から提出されたA社企業年金基金の加入員記録では、申立期間における標準給与月額が24万円であることが確認できる。

また、A社から、申立期間当時、厚生年金保険及び同基金の届出様式は、複写式のものを使用していたとの回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する報酬月額を事業主が社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る企業年金基金の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年6月2日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、23年5月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月2日から28年3月1日まで

A社に昭和22年6月2日から28年3月1日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので調査して記録の訂正をお願いしたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、昭和22年6月2日に被保険者資格を取得したことが認められるが、資格喪失日の記録が無い。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳において、昭和23年5月1日付けの標準報酬月額の記録が確認できることから、申立人は少なくともこの日までは勤務していたことが認められる。

一方、申立人は既に死亡しているため申立てに係る具体的な供述が得られない上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主及び同僚の連絡先が不明であるため、昭和23年5月1日より後の申立人の勤務実態について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日を昭和23年5月2日とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年6月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和23年5月2日から28年3月1日までの期間については、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年5月1日から同年9月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる19年7月に、標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月9日から20年9月1日まで

A社において、60歳時に再雇用された平成19年7月以降20年8月までの標準報酬月額が、本来の支給金額よりも低すぎる。

当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年7月9日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年7月9日から20年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、22 万円と記録されている。しかし、申立人が所持する給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 7 月（資格取得時）は、標準報酬月額 30 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められる。

被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「このような場合は、資格取得時における標準報酬月額の届出に見込み誤りがあったと判断することとなり、見込額の訂正については、取得後の最初の月の賃金台帳又は給与明細書を確認し、当該月の報酬月額のみがその後の月と比べて著しく異なる額でない限りは、当該額を判断の材料とする。」との回答を得た。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 20 年 5 月から同年 8 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 19 年 7 月 9 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、上記の厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が保管する平成 19 年 7 月から 20 年 4 月までの給与明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成 19 年 7 月 9 日から 20 年 5 月 1 日までの期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月21日から同年9月21日まで
Aグループに昭和63年から平成10年まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間は無いはずである。訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳の記録及び申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和63年9月21日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年7月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、申立人に係るC厚生年金基金の加入員記録も厚生年金保険の記録と同様に昭和63年8月21日資格喪失と確認できる上、C厚生年金基金担当者によると、申立期間当時は社会保険事務所（当時）と基金に提出する届書は複写式の様式であったことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成8年8月1日から9年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月22日から9年10月1日まで

A社に平成8年7月から10年10月まで勤務していたが、このうち、申立期間の標準報酬月額が給与支払明細書の金額と一致しないので、調査の上、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成8年8月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額（当月控除）から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成8年7月については、同月分の給与支払明細書及び源泉徴収票により、給与から保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年7月については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

奈良厚生年金 事案 1100

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 20 年 12 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21 年 4 月 1 日であったと認められることから、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 12 月 8 日から 21 年 10 月 1 日まで
② 昭和 22 年 6 月 14 日から同年 10 月 1 日まで

私の夫は、A 社に入社以来、途中で解散や合併、出向などがあったが、継続して勤務していた。途中の記録が欠落することはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社の人事記録によると、申立人は、復員後の昭和 20 年 12 月 8 日から同社 B 支店に勤務し、21 年 4 月 1 日付けで A 社を退職し、同日より C 協会に出向したことが確認できる。

申立期間①のうち昭和 20 年 12 月 8 日から 21 年 4 月 1 日までの A 社 B 支店に勤務していた期間については、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の記録があり、同名簿には資格取得日として、「20.12.8」の記載が確認できることから、当該記録は申立人のものであり、同社同支店では、20 年 12 月 8 日付けで申立人に係る被保険者資格取得を行ったと認められる。

また、当該被保険者名簿には申立人の資格喪失日は記載されていないもの

の、A社B支店は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であり、上記の人事記録から、申立人の資格喪失日については、A社からC協会に出向した日の昭和21年4月1日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年12月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年4月1日であったと認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における資格取得時である昭和20年12月8日の社会保険事務所の記録から、80円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和21年4月1日から同年10月1日までのC協会に勤務していた期間については、21年6月1日付けでA社B支店から同協会に出向したとしている同僚については、オンライン記録によると、同日に同社同支店において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立人と同様に21年10月1日に同協会において、資格を取得しており、同年6月1日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険に未加入となっていることが確認できるところ、当該同僚は、当該期間の給与からの厚生年金保険料の控除については不明としている。

また、C協会は既に解散しており、出向元であったA社も申立期間①の給与の支払状況については不明としているため、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について確認することができない。

申立期間②については、A社の人事記録によると、申立人は、前記のとおり、昭和21年4月1日付けでC協会に出向した後、22年7月1日付けで退職したとされているものの、A社の履歴簿及び同僚の供述から、同日に閉鎖した同協会を吸収したD社（昭和22年7月1日に業務開始。）に継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、C協会が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、申立人が同協会に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日と同日の昭和22年6月14日であり、また、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立人が同社に係る当該資格を取得した日と同日の同年10月1日であることが、それぞれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、申立期間②については、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、昭和21年6月1日付けでA社からC協会に出向し、同協会がD社に吸収された後も同社で勤務したとしている前記同僚についても、オンライン記録によると、申立期間②の被保険者記録は確認できない。

さらに、D社は既に廃止されており、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 21 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1064 (事案 492,760 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 37 年 1 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 37 年 1 月から 41 年 3 月まで

前回、前々回と申立てをしたにもかかわらず、国民年金保険料を納付していたことを認めてもらえなかった。

今回、申立期間②の当時、A市のアパートに居住していたことを証言してくれる知人がいるので、事情を聴取し再度審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 4 月 20 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、この時点で申立期間①及び②の一部について時効により保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人に係る戸籍の附票により、42 年 7 月 12 日に B 町から A 市に住民票上住所変更したことが確認でき、それ以前の期間は A 市で国民年金保険料を納付することはできず、A 市の国民年金被保険者台帳においても、昭和 41 年度から 45 年度までは納付を意味する「12」と記載があるものの、36 年度から 40 年度までは未納を意味する空欄であること、iii) 申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、オンライン記録により 41 年 4 月から国民年金保険料が納付されていることが確認でき、これは申立人と同じ記録となっていること等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 8 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立期間②の当時、住民票上も B 町から A 市に

住所変更し、A市で国民年金保険料を納付することが可能であった証拠として、A市内の貸室を昭和37年1月9日付けで契約したことを示す契約書、38年*月*日に出生した長男に係るC市長名の記された出生届出済証明（妊婦及び子の保護者欄の居住地がA市となっている。）及びA市長名の記された種痘済証、急性灰白髄炎予防接種済証等を新たに提出し、再度、申立てを行った。

しかし、i) 貸室の契約は必ずしも貸室所在地に住民登録をしていることが求められるものではないこと、ii) 出生届出済証明の記載に「居住地」の記載はあるものの、これが住民登録のある住所地とは限らないこと、iii) 急性灰白髄炎等の予防接種は、住民票のある市町村からの依頼書等により他の市町村でも接種可能であったこと等から、戸籍の附票で確認できる昭和42年7月12日より以前にA市に住民登録していたことが確認できる資料とは認められないことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、平成22年3月3日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②の当時、A市のアパートに居住し、電気代、水道代などとともに国民年金保険料をアパートの管理人に渡し、納付してもらっていたとしており、当該アパートに居住していたことを証言してくれる知人がいるとして、再度、申立てを行った。

しかしながら、申立人が証言者として氏名を挙げた二人は、申立人が当該アパートに居住していたことは知っているものの、申立人が国民年金保険料を管理人に渡し納付してもらっていたか否かについては知らないと述べている。

また、当該知人のうちの一人が当該アパートの管理人として氏名を挙げた者が、「私は、昭和40年頃アパートに入居し、46年頃から管理人をしていた。私の前任の管理人は国民年金保険料の集金をしていたと思う。私もその管理人に国民年金保険料を渡して納付してもらった記憶がある。」と述べているものの、申立人が国民年金保険料を渡し納付してもらっていたとする申立期間②の当時のアパートの管理人の所在は不明であり、当該管理人が申立人の国民年金保険料を集金していたことが確認できないことから、申立期間②について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる新たな状況はうかがえず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、若い頃は年金等に関心が無く、母から再三にわたって国民年金の加入を勧められたにもかかわらず放置していたところ、子供の頃から身体の弱かった私の将来を心配した母が、国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたと聞いている。

加入手続を行った時期についても、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの間であったと記憶しているので、申立期間が未納となっているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金について、母親が昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの間に加入手続を行い、保険料納付を開始したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 9 月 9 日に職権適用で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、この時点で、申立期間のうち、58 年 7 月より前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、昭和 56 年 1 月から 60 年 9 月までの A 町に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は当時の記憶が無く、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで
私の国民年金の納付記録を見ると、申立期間は未加入期間であることが分かった。自分の意思で国民年金の被保険者資格を喪失させた覚えはなく、保険料納付を続けていた。申立期間の保険料納付を認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失させることなく、申立期間も保険料納付を継続していたと述べているが、A市が保管していた国民年金被保険者名簿には、昭和 59 年 8 月 3 日に申出により任意加入被保険者資格を喪失した旨が記載されている上、これは、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の資格得喪欄の記載及び申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致しており、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が保管していたB金融機関発行のA市税等振替済のお知らせにより、申立人が、申立期間前の国民年金保険料を口座振替により納付していたものの、申立期間における最初の振替日は昭和 59 年 9 月 28 日であったことが確認でき、上述のとおり、申立人は、同日より前の同年 8 月 3 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることから、申立期間において、保険料が継続して口座振替により納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 5 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 5 月に夫の勧めで、A 市役所において国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、自宅に来ていた女性の集金人に納付していたところ、その後、女性の集金人から、古い国民年金手帳記号番号があることが判明したため、当該国民年金手帳記号番号に変更する旨の説明を受け、それまで使用していた国民年金手帳を回収され、古い国民年金手帳記号番号の記載された別の国民年金手帳を受け取った。申立期間は、A 市において、その回収された国民年金手帳により国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納及び未加入と記録されていることに納得がいかないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して 39 年 2 月 5 日に B 町において一つ目の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 42 年 11 月 13 日に二つ目の国民年金手帳記号番号が A 市において払い出されていることが確認できる上、申立人は、「結婚後に A 市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始した。B 町に居住していた結婚前は、亡くなった母親が手続等を行っていたのかも知れない。」と供述していることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行い、一つ目の国民年金手帳記号番号に係る納付は行っていなかったものと推認される。

また、一つ目の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間の直後である昭和 42 年 4 月から 44 年 6 月までの期間の保険料について、二つ目の国民年金手帳記号番号により納付したが、その後、古い国民年金手帳記号番号があることが判明したため、二つ目の国民年金手帳記号番号は取り消され、当該納付済期間は、一つ目の国民年金手帳記号番号の記録とされた旨の記載が確認できることから、「古い国民年金手帳記号番号が発見されたため、それまで使用していた国民年金手帳を女性の集金人に回収された。」とする申立人の主張に不自然さはないものの、申立人が回収されたとする国民年金手帳は、二つ目に払い出された国民年金手帳記号番号に係る国民年金手帳であると考えるのが自然であり、当該国民年金手帳に申立期間の納付記録が記載されていたとは考え難い。

さらに、二つ目の国民年金手帳記号番号払出日において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は、保険料を一括して遡って納付した記憶が無い。

加えて、一つ目の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間のうち昭和 41 年度について、申請免除されていることを示す「申免」と記載されていることが確認できる上、オンライン記録によると、当該期間について、申立人は、婚姻により厚生年金保険の被保険者であった夫の被扶養者となり、国民年金の被保険者資格が任意加入被保険者となることから、制度上、申請免除することができないため、平成 14 年 3 月 4 日に当該期間の記録が申請免除期間から未加入期間に訂正されていることが確認できる。これらの事情を踏まえると、当該期間は、申立期間当時には国民年金の申請免除期間であったと考えられ、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から同年10月までの期間及び45年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から同年10月まで
② 昭和45年10月

私は、国民年金制度発足当初に自ら国民年金に加入し、以後妻が国民年金保険料を婦人会の集金で納付してきた。厚生年金保険に加入している時期も国民年金保険料を納付しており、申立期間が国民年金に未加入となっているのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から厚生年金保険加入期間を通じ、継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は39年12月15日に国民年金被保険者資格を喪失し、45年11月1日に国民年金被保険者資格を再取得していることが確認でき、当該期間に国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間となり、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立期間②については、A市が保管していた申立人に係る国民年金保険料の納付検認の台帳によると、昭和44年4月から45年10月までについては、国民年金に未加入であるため保険料の納付対象期間ではないことを示す「不要」の記載がある上、同年11月から「納付済」の印があることが確認できることから、申立期間②は保険料を納付していないと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、保険料の納付を行っていたとする申立人の妻から事情等を聞くことができないため、国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から同年9月まで

私の国民年金の納付状況を確認すると、申立期間が国民年金に未加入であることが分かった。申立期間は、A区役所で加入手続を行い、平成5年11月24日に妻の保険料と併せて金融機関で保険料を納付したことを覚えている。一緒に保険料を納付した妻の記録が納付済みになっているにもかかわらず、私の納付記録が無いのは納付ができないので調査を依頼する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所で国民年金の加入手続を行い、平成5年11月24日に妻の保険料と合わせて金融機関で申立期間の保険料を納付したと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出されていた国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は、A区役所において申立人の妻に係る国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続と併せて自らの国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の妻の年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間及びその前後の期間について国民年金の被保険者に係る種別変更の記録が記載されていることが確認できる一方で、申立人は、「自分の年金手帳の当該欄は空欄のままである。」と述べていることから、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたことを推認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、父親から、昭和 63 年 3 月に大学を卒業したのを契機として、翌月の同年 4 月に A 市役所において国民年金の加入手続を行ったことを聞いている上、国民年金保険料については、私が納付していた。申立期間が未納と記録されているが、国民年金被保険者資格を同年 4 月 1 日に取得しているにもかかわらず、保険料を納付しないということは考えられないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、申立人に対して平成 2 年 4 月 9 日に払い出されており、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったとしている昭和 63 年 4 月頃に申立人に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは見当たらない上、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は国民年金の強制加入被保険者として同日に届出されていることが確認できることから、申立人の父親は同日に国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人は、「父親から、A 市役所において国民年金の加入手続を行った際、窓口職員が、その時点の未納期間である 2 年間分の国民年金保険料に係る過年度納付書を送付するので、当該納付書により未納期間の保険料を納付することが可能である旨の説明をしていたことを聞いた。」と供述しているが、申立期間の直前である昭和 60 年 8 月から 63 年 3 月までの期間について、申立人は大学生であり、国民年金の任意加入期間となることから、当該期間は、制度上、遡って国民年金に加入し、保険料を納付することができないため、平成 2 年 4 月 9 日の国民年金手帳記号番号の払出しの時点で、当

該説明を受けたと考えるのが自然である。

さらに、平成2年4月9日の国民年金手帳記号番号の払出しの時点で、過年度納付により申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったものの、申立人は、「後日、送付されてきた過年度納付書は破棄した。」と述べている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の希望により、国民年金の加入手続をしてくれたとする申立人の父親から証言を得ることができないことから、申立期間当時の加入手続の状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月まで

私は、昭和 54 年 5 月に国民年金の任意加入手続をした。国民年金保険料は、送られてくる納付書に現金を添えて毎月銀行で納付した。当時の保険料は 5,000 円ぐらいだったと記憶している。59 年 2 月に夫が会社を辞めて事業を始めたため、市役所に相談に行き、同年 3 月から免除申請した。免除申請するまでは国民年金保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 5 月に国民年金に任意加入し、59 年 3 月に免除申請するまでの期間は国民年金保険料を継続して納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する年金手帳には、いずれも申立人が国民年金被保険者資格を 58 年 9 月 14 日に喪失し、59 年 3 月 27 日に再取得した旨の記載があることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

また、これらの国民年金被保険者資格の取得及び喪失についての記録は、申立人に係るオンライン記録とも一致することから、行政側の記録管理に不自然さはない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 9 日から 38 年 1 月 4 日まで
② 昭和 38 年 9 月 26 日から同年 11 月 21 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 12 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 49 年 1 月 16 日から 51 年 8 月 2 日まで

申立期間①について、A社に勤務し、B市C区Dにおいて月賦販売のセールスをしていた。契約に応じて半固定歩合制の給与をもらっていた。

申立期間②について、勤務していた事業所名は覚えていないが、B市C区Dにおいて不動産会社で土地販売のセールスをしていた。契約に応じて半固定歩合制の給与をもらっていた。

申立期間③について、E社において主にFG間のトラック定期便の運転手をしていた。給与は半固定給の歩合制であった。

申立期間④について、H社かI社に自家用車運転手として勤務し、B市J区K在住の会社の上司を自宅から会社や工場まで毎日のように送迎していた。

申立期間①から④までの期間、働いていたことは間違いないので調査し、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社において、自転車に乗り一般家庭を訪問しセールスをしていたなど具体的な記憶を有しているものの、同社の各支店は昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所を同社L部として統合した後、39 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、各支店の統合前後に同社に継続して勤務していた複数の者は、申立人が記憶しているB市C区Dに同社の支店は無いとしており、申立人が勤務していたのは近隣のM支店又はN支店であったと考えられることから、両支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の者に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、具体的な供述や関連資料を得ることはできなかった。

さらに、上記複数の者は、「調整及び運搬等の内勤者は固定給の月給制であり、営業等の外勤者は販売契約高による完全歩合制であった。厚生年金保険に加入していたのは内勤者のみで、外勤者は加入していなかったと思う。」と述べている。

加えて、申立期間を含む前後の期間において、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

申立期間②について、申立人は、B市C区Dにある不動産会社で土地販売のセールスをしていたとしているが、勤務していた事業所の名称を覚えていないため、事業所を特定することができない。

また、申立人は、同僚の氏名並びに当該事業所の事業主及び役員の氏名を覚えていないため、事業所の厚生年金保険の適用、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当時のE社の所在地や業務内容について具体的な記憶を有しているものの、当該事業所は、「当社に申立人に係る人事記録は無い。当時の事業主は既に死亡しているため、当時の状況は不明である。」としており、申立てに係る状況を確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の者に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、当該事業所の被保険者で申立人と同姓の「*」姓の者は10人存在するが、氏名及び生年月日がいずれも申立人と一致せず、申立人の被保険者記録は確認できない。

申立期間④について、申立人は「H社かI社において、B市J区K在住の会社の上司の自家用車運転手として自宅から会社や工場までO社のPという車で送迎していた。」と事業所については定かでないが、業務内容については具体的な記憶を有している。そこで、両事業所について調査を行った。

H社について、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は死亡しているため、申立てに係る状況を確認できない。

また、元事業主は、「自動車を送迎を行うのは会長と社長のみであり、会

長も社長もB市J区K付近には在住していなかった。ただ、同業者のI社の事業主が同所付近に在住していたと思う。また、当社の運転手の中に申立人がいた記憶は無い。」と述べている。

さらに、当時運転手は総務部に所属していたが、総務部の事務員も、「自動車で送迎を行うのは会長と社長のみであり、局長クラスでは送迎することではなく、記憶する運転手の中に申立人はいない。また、当社の自動車の車種はQ又は外車であり、O社のPという車は使用していない。」と述べている。

加えて、申立期間を含む前後の期間において、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

I社について、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は死亡しており、申立てに係る状況を確認できない。

また、当時の事業主がB市J区K付近に住んでいたとの証言があることから、その妻に照会したが、「B市J区Kには一度も住んだことが無い。送迎運転手であったという申立人のことも知らない。」と回答があった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の者に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間を含む前後の期間において、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
A社B支社（現在は、C社）に、外交員として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いとのことなので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社の所在地及び複数の同僚等を記憶しているものの、同支社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立人を記憶している者がおらず、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について、具体的な供述や関連資料を得ることはできなかった。

また、A社の社会保険事務担当者は、「当時、外交員については、ノルマを達成した者のみを厚生年金保険に加入させていた。そのため、正社員であっても年金記録に空白がある者は多い。正社員でなければ固定給ではなく厚生年金保険に加入していないと思う。」と述べ、申立人も、「私は正社員ではなく、契約を獲得した際に報奨金が支給されたが固定給は支給されていなかった。」と供述している。

さらに、C社は、「昭和 30 年代に退職した外交員の記録は処分しているため、申立人の在籍及び保険料控除が確認できる資料は残っていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

平成 5 年 4 月に試験に合格し、同年 5 月 16 日に A 事業所に勤務した。その後、B 事業所及び A 事業所に勤務したが、転職ではなく A 事業所に在籍しながらの異動であったはずである。異動があった 6 年 3 月及び 7 年 3 月は通常通り勤務していたはずなのに、厚生年金保険の加入記録には、それぞれ 1 か月の空白がある。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する辞令書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が B 事業所に、平成 5 年 7 月 1 日から 6 年 3 月 30 日まで勤務したことが確認できる。

また、B 事業所に照会したところ、「非常勤嘱託職員取扱要領に基づき、任用期間は厚生年金保険の資格喪失日が平成 6 年 3 月 31 日となるよう設定した。」と回答しており、オンライン記録と一致している。

さらに、B 事業所における勤務について、申立人は、「A 事業所に在籍しながらの異動であった。」と主張しているが、A 事業所は、「転職について相談にのることはあったかもしれないが、当事業所における資格を継続しながら B 事業所に勤務することは無い。」としている。

申立期間②について、申立人が所持する発令事項通知及び A 事業所が保管する申立人に係る人事記録により、申立人は A 事業所に平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 30 日まで非常勤職員として勤務したことが確認できる。

また、A 事業所に照会したところ、「申立人のように任用を日々更新する非常勤職員の任用の終期は 3 月 30 日としており、任用期間の更新が無い場合、

厚生年金保険の資格喪失日は3月31日となる。」と回答しており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 1 日から 44 年 2 月 5 日まで
昭和 42 年 12 月にA社に入社した。同社は 44 年 2 月にB社に吸収合併され、C社に社名変更し、再スタートしたが、年金記録を確認すると、C社の厚生年金保険の被保険者記録はあるのに、A社の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の証言から、期間は定かではないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社及びC社が加入していたD厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が同基金において初めて加入員資格を取得したのはC社の資格取得時である昭和 44 年 2 月 5 日となっており、オンライン記録と一致する上、申立人の申立期間におけるD健康保険組合の組合員記録及び雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、事業主は既に死亡しており、複数の同僚からも、A社における厚生年金保険の取扱い及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間において、A社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の名前を確認することはできず、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
② 昭和 43 年 7 月 10 日から 44 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 12 月 1 日から 56 年 5 月 1 日まで

A社に昭和 36 年 7 月から 44 年 2 月末日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録は 40 年 7 月 1 日から 43 年 7 月 10 日までしかない。このうち、36 年 7 月からは中学校及び高校（昼間）に通学しながら、早朝及び放課後に新聞配達や集金業務をしていたのに厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない（申立期間①）。また、大学生の時に奨学生制度の第B期生となり、卒業時の 44 年 2 月末日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が 43 年 7 月 10 日までしかないのは納得できない（申立期間②）。

C社に昭和 55 年 12 月 1 日から勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が 56 年 5 月 1 日からしかないのは納得できない（申立期間③）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 36 年 7 月 1 日から 40 年 3 月 31 日までは、中学生及び高校生（昼間）の期間であるが、当時の同僚及びD市内の直配所からは、申立期間当時、これらの年少者が厚生年金保険に加入していたとする証言を得ることができなかった。

また、申立期間①のうち、昭和 40 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までは大学生であり、申立人は奨学生制度の第 1 期生であったとしているが、同制度の対象者はいずれも同年 4 月から勤務していたとする証言は得られたものの、厚生年金保険の被保険者記録はいずれも申立人と同様に同年 7 月 1 日からと

なっている。

申立期間②については、奨学生（第B期生）の同僚の証言から大学生は卒業時の2月又は3月まで勤務していたことは推認できるものの、A社は昭和43年7月10日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、また、閉鎖登記簿謄本においても同社が同年7月10日に株主総会の議決により解散していることが確認できる。

また、前述の同僚の記録はいずれも申立人と同様に昭和43年7月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録のある者は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶が無く、ほかに、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、登記簿謄本より、申立人が昭和56年1月20日にC社の代表取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人の前任の代表取締役であるE氏は、「私の時は、自ら社会保険事務所（当時）に行きまして手続をしていた。代表取締役である申立人が責任が無い、知らなかったとは言えないと思う。」と証言しており、当時の同僚も「Eさんが全てを任されて業務を実施していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間③当時、代表取締役として厚生年金保険の手続等に関して、知っていた又は知り得る立場にあったものと認められ、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項但し書きの規定により、記録訂正の対象とすることはできない。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の保険料控除について当時のほかの代表取締役及び同僚からの証言を得ることができなかった。

さらに、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶が無く、ほかに、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。